

## 令和6年度 第1回丹波市手話施策推進協議会

■日 時：令和6年8月27日（火）午前10時開会～午前11時50分閉会

■場 所：丹波市役所本庁第2庁舎 2階ホール

■出席委員：（敬称略、順不同）

嘉田 眞典、河南 光夫、古川 重己、足立 いづみ、酒井 佳代子、中嶋 法男、笹川 一太郎、足立 吉輝、井口 綾子、葦田 順子

■事務局：森本 英行（健康福祉部 福祉担当部長）

【障がい福祉課】

荒木 信博（課長）、細見 明弘（障がい支援係長）、南原 めぐみ、川上 真由子

1. 開会
2. 委嘱書交付
3. あいさつ
4. 委員自己紹介
5. 会長及び副会長の選出
6. 会長及び副会長あいさつ
7. 議事

（会長）

次第の、7番目ですね。

議題に入る前に少し説明させていただきます。丹波市手話施策推進協議会に関する運営要綱というのがあるんですけども、その第2条に規定があります。

それに基づきまして、この協議会を公開として、開催させていただきたいと思います。皆さん、異議はありませんでしょうか。

ではご意見がないということで、この会議を公開とさせていただきます。

続きまして、議事に入ります。（1）の丹波市手話施策推進方針の取り組み状況及び実施計画についてということで、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

『丹波市手話施策推進方針の取り組み状況及び実施計画』について資料⑦をもとに説明。

（会長）

事務局からの説明ありがとうございました。

今の説明に対して質問や意見などあれば、お名前をおっしゃっていただいた上で発言をお願いします。

（委員②）

ご説明いろいろありがとうございました。また、日頃ご協力いただきありがとうございます。お聞きしたいことがあります。

広報誌のところですが、たくさんの人に情報を届けるという意味で、広報誌の方ですとか、広報たんばに載せることについてちょっと意見があります。

1年間に手話に関する記事が年2回となっており、ずっと引き続き年2回載せていただいています。

新聞や本などの発行、聞こえる人に比べると、1年に2回ではちょっと発信力が弱いように感じます。案ですけども、1年に3回とか、前にもご説明して繰り返しのことにはなりますが、1年間に2回ではなく、もう少し増やして、3回4回とたくさんの方の目に触れるように、回数を増やしていただきたいと思います。

例えば、季節に合わせて春、夏、秋、冬とか季節にちなんだ手話を載せていただくとか、季節ごとに発行していただくのがいいかなと思います。秋に暑い手話を載せるというのもおかしいので、季節感のある載せ方で、年4回ぐらい発行していただくのもいいかなと思います。そうすると、見る方も覚えやすいと思います。

そのように、回数をふやしていただければなと思っています。私からは、広報誌に関する意見を意見として出させていただきます。

(会長)

広報たんばの発行は1年間の間に毎月発行されるのでしょうか。毎月の発行の内、2回手話に関する記事載せていただいたということですね。

今後、記事の掲載回数を増やしてほしいというご意見だったかと思います。これに対して、他の委員さん何か意見はありますか。

(会長)

手話に関する記事が1年に2回ということで、私自身も増やした方がいいのかなとは思いますが、委員の皆様はいかがでしょう。代表で来ていただいているので是非意見を聞かせていただけたらと思います。

(委員④)

やっぱり私も1年に2回は少ないと思います。そして、季節に応じた手話の表現とか、そういうのも必要になってくるんじゃないかと思いますので、できれば少なくとも4回ぐらいはあってもいいかなと思います。

(会長)

他にご意見いかがでしょうか。

(委員⑤)

私も委員②のご意見に賛成します。

合わせてなんですけれども、紙面だけではなく、ホームページの動画も並行して出しているとより理解が広まるのではないかと思います。是非考えていただければありがたいです。

(会長)

広報の掲載回数が増やせるかどうかについて課題かなというふうに思うんですけれども、事務局の方、いかがでしょうか？

(事務局)

ご意見といたしましては、2回では少ないというご意見かなということで、アドバイスとしまして、季節感を持たせるような形で、例えば年4回、春夏秋冬というような、題材を考えながらやっていくのが良いのではないかというご意見をいただいたと思っております。

広報の方になりますと、障がい福祉課だけで、全ての紙面を使えるというわけではないところがありますので、担当の方とも相談をさせていただいて、どこまで増やせるかということについても協議をしていきたいと思っております。

また、ホームページの充実に向けても、可能な限り取り組んでいきたいと思っておりますので、おそらくその際には、また手話サークルの皆さんでありますとか、ろう者の方々のご協力もいただくようになるかと思っておりますので、またご相談をさせていただきますので、その際にはよろしく願いいたします。

以上です。

(会長)

四季に関する手話を載せることは、とてもいいと思います。他にも例えばスポーツ関係の手話ですとか、食べ物に関する手話とか医療に関する手話（注射・血圧など）簡単な手話を載せることで市民の方にも興味、関心を持ってもらえる一つの方法かと思えます。是非、そのあたりの検討をお願いします。

(会長)

他に何か質問、意見ありますか。

(委員③)

意見が3点あります。

1つ目なんですけれども、コミュニケーションボードです。インターネットで手話コミュニケーションボードが載っているのを見られたことがありますか。内容とか見られた方がおられたら、その意見とか反応がどうなのか、その辺のことをお聞きしたいと思えます。

2つ目なんですけど、ちょっと話を聞いて悪いと思ったことがあったんですけれども、出前手話講座ですね、去年はやったんですけれども、今年はされていないんですね。料理などいろいろな情報発信を出前講座で取り上げてもらったら嬉しいと思えます。

3つ目は、皆様ご存知かどうかかわからないんですけれども、ちょっとお尋ねします。今度9月21日に、中央図書館で絵本の手話の読み聞かせをします。私は、今回初めてするんですけれども、7月ごろに市役所からお話がありました。まだ打ち合わせの途中なので、具体的に説明することはできませんが、今後打ち合わせをしながら進めていきたいと思っています。以上3点です。

2つ目の出前というのは、聞こえない人に対しての生涯学習みたいなイメージで、病気とか情報とか、市役所が発信される情報とかを講座のような形でしていただけたらということです。私だけじゃなくて聞こえない人からも意見があったんですけれども、出前講座っていうのをしたいと思えます。

(会長)

事務局から、その3点について、ご報告いただけますでしょうか。

(事務局)

1つ目の質問のコミュニケーションボードについてですが、その反応が使われてるかどうかとか、そういった反応がどうであったかということかと思えますけれども、どういう反応があったかという情報の集約が今のところできておりません。なので、窓口で市民の方がどう言われているかとか、ろう者の方がどう言われたかということの集約としては、データを持っていないというところが現状です。

それから2つ目ですが、ろう者の方がお集まりになられたところで、市に対する質問であるとかお困りごとに対して、説明をするという会が開けるかということだと思えます。

おそらく市役所全般のいろいろなご質問がでるかと思えますので、なかなかすべての質問に対して返答できる職員を準備することが、もしかしたら、難しいかもしれません。少しどういう方法があるか、できるのかということについて検討をさせていただきたいと思えます。

もし、事前に質問を集約できるのであれば、その答えを用意してお伝えするということは、可能かもしれませんけれども、少し検討をさせていただきます。

それから、ご紹介もいただきました、3つ目の9月21日に予定している手話による絵本の読み聞かせですけれども、やはり手話を広く市民の方に、広げていくための取り組みとして、今年度に一度やってみようということを取り組むものになります。やはり、手話を広く市民の方に知ってもらおうということが、大切かと思えますので、どのような結果になるかというのはやってみないとわからないところがありますけれども、一度挑戦していきたいと思えますので、また

ご協力をよろしくお願いいたします。  
以上です。

(委員③)

もう1点ちょっと言い忘れたことがあるんですけども、今まで手話通訳の設置がいたが今はいないということで、窓口でも筆談になって時間がかかってしまうことや、聞こえない人は、筆談が苦手な人もあるので、ぜひ手話通訳の設置をして欲しいと思うんです。

手話通訳者と手話通訳士の両方の資格を持った方の設置がいいと思います。

(事務局)

設置の手話通訳者の配置ができていないということは、障がい福祉課としても課題であるというふうに認識しております。

引き続き、ハローワーク等を通じて、手話通訳士、或いは手話通訳者の方の募集をかけている状況ではありますが、なかなか応募の方がいないというのが現状です。

ただ、なるべく対象者を増やしていくということで、今年度も通訳Ⅱの講座を開催させていただき、卒業していただく方が、全国統一試験等を受験していただく、そして合格をしていただくことで、設置手話通訳者として配置ができる対象の方を、増やしていきたいとも思っておりますので、ご理解いただきますようによろしく願いいたします。

以上です。

(会長)

手話通訳者全国統一試験があるんです。

毎年12月の第1土曜日にその試験が開催されています。兵庫の場合は神戸でやっています。試験を受ける条件としては、手話通訳の通訳Ⅱまで終了された方が対象となっています。

できれば受けていただけるように、働きかけもしていただけたらと思います。今、働きかけもしていただいているんですね。

聴覚障害者情報センターのホームページに、試験の案内とかも載ってると思っていますので、また見ていただいて、皆さん受験いただけるよう働きかけていただけたらと思います。

(事務局)

先ほど会長からも言っていただきましたように、現在、途中報告もありましたけども9名の方が通訳Ⅱの講座を受講していただいております。

その9名の方にも、試験の試験を受けていただくようにということを働きかけていきたいと思っております。

以上です。

(会長)

他にご意見はありませんでしょうか。

(委員⑤)

委員③がおっしゃったように、設置手話通訳者がいないということで昨年度も要望が出ていましたが、採用には至っていないということで、その設置手話通訳者が見つかるまでの期間を別の方法で、ご対応いただけないかと考えます。

ろう者の方の中には、聞こえなくなった時期によって、筆談では十分に伝えられない、自分の気持ちも伝えることができないという方もいます。全く文法の異なる手話をお使いになられるので、もどかしい気持ちを持ってらっしゃる方がたくさんいらっしゃると思うんです。

もちろん設置手話通訳者が一番いいのはわかっていますので、いろんな勤務条件変えてもらったりとかしながら、探していただきたいんですけども、不便を少しでも解消するための別の手段というものを考えてもらいたくて、市役所の窓口で7月1日から、外国語の通訳をタブレットで

してもらえサービスが始まったということを見たとすけれども、手話に関しても同じような形でタブレットを使って、3者が同時に会話のできるような方法を考えていただけたらありがたいと思っています。

次に2つ目ですが、私もちょっと正しい知識がないので教えていただきたいんですが、手話通訳の資格を持ってるか、もしくはろう者の方がいらっしゃるってという集まりの中でしか、手話を教えたりとか、教えてもらったりという事をしてはいけないというルールをちょっと聞いたことがあります。そういうのがあるのかどうなのか、正しいことを今日教えていただけたらと思っています。

なぜ、こんな質問するかということなんですけれども、手話も言語ですので、文法などを正しく説明をするということは、普段から手話をお使いのろう者の方とか、通訳士のような資格を持った方でないと、できないと思うんですけれども、私たちが小さいときに、『あいうえお』とかアルファベットとかの表が家とか学校とかに貼ってあって、そういうのを、文法をする前に覚えておきます。

そういった学習の場というのはすごく大切なことだと思うので、もしそういう文法の手前の単語などを覚えるような機会が、このルールによって妨げられるのであれば、手話を普及することとは逆の動きになると思うので、ちょっと教えていただきたいなと思いました。

最後になるんですけど、今日は学校関係の方が欠席のようなんですけれども、小中学校などの福祉学習についてなんですけど、手話だけでなく、車椅子体験やいろいろな福祉体験させたいと先生方や皆さんが、お考えだと思うんですけれども、予算や時間の面で難しい面があると思うんです。

手話にも指文字の『あいうえお』があって、その指文字のあいうえお表を子ども達と一緒に作って、学校などに掲示をしてもらうなど、小さいことからでも、あまりお金のかからないことをしてもらえると子どもの頃から手話に関心を持っていただけるようになり、手話講座の受講に繋がる可能性が広がるのではないかと思います。

以上です。

(会長)

これに対しては何か意見がありますか。

私から1つお聞きしたいんですけれども、手話通訳の設置がないので、タブレットなどを使うのはどうかということですが、タブレットの中にいる手話通訳者というのは、誰がやるのかということも課題になってくると思います。

(事務局)

1つ目の資格がないと手話を教えることができないのかという、そのこのルールのところは、事務局の方でも把握が十分でないので、どう答えたらよいのかというところがありますが、ただ市内にも手話サークル等があります。そこに参加された方が、手話通訳者とか、手話通訳士の資格を持っていない方といろいろお話をしながら、手話に触れ合っていくということは現在もされていると思いますし、大変大切なことだと思いますので、そういったことは今後も継続して続けていっていただければよいのではないかと思います。

それが、誰かどうかということや、そういったルールがあるのかどうかについては、わからない部分がありますので、少し回答は控えさせていただきます。

次に、言われました設置の手話通訳者以外に、タブレット等を使った方法がないのかということなんですけれども、それも方法の一つとして担当課としても考えております。

来年度に向けた予算要求等も今後出て参りますので、その中でそのタブレットの活用の仕方とか、他にも方法がないのかということについても研究をしていきたいと思っています。

それから、小中学校で学習をする場合に、手話の勉強の機会も設けて欲しいということなんですけれども、言われますように小さい頃から手話に接するということが、手話を広く普及させるためにも大切なことであると思っています。

ただ小中学校の方でされる事業の一環とか、学習の一環ということになりますので、まずは学

校の方がどういうふうな対応をされるのか、それに対して出前講座等で手話のことをと言われた場合には、こちらの方も対応ができるようにしていきたいと思います。

タブレットを使った場合の3者同時手話通訳なんですけれども、手話通訳をされる方というのは、その契約をした会社の方で手話通訳者の方がおられますので、想定しておりますのはその都度、手話通訳者の方を派遣してもらうというものではありません。そういったシステムがすでに確立しているものというものになります。

手話ができる方が契約した会社（そのシステムを開発したその会社）に、手話通訳ができる方がおられますので、タブレットを介して手話通訳を見ていただきながら、ろう者の方とこちらの窓口であるとか、そういったところのやりとりをしていくということになります。

（会長）

タブレットを介した通訳について、ろうあ協会さんはどう思われますか。

（委員③）

タブレットを使った通訳は難しいと思います。手話通訳士や手話通訳者じゃなくて、手話サークルが5つ市内にありますので、例えば入門とか基礎講座の勉強終わった上で、通訳養成はまだなんですけれども、ろう者が行っているサークルもあれば、行っていないサークルもあるので、お家の近くのろう者やサークルなど昔の手話を使ってる人も、新しい手話がわからなかったりすることもあり、サークルに行くと、『それ、なに？』となって、そこからコミュニケーションが発展していくことで、手話をみんなが身に付けていければいいかなと思います。

（会長）

タブレットを使った方法なんですけれども、やはり慎重に考えていただきたいと思います。丹波市役所の場合は、手話通訳者を設置するという方法が一番いい方法かと思います。

この前、大阪市の城東区で、設置手話通訳者がいないのでタブレットを使う方法を導入したことがあったんです。契約したのは神奈川などの関東の会社の方と契約されて、通訳をしてもらったりしたんですけど、やはりろう者からは不満の声が多かったんです。

なぜかという、手話が違うんですね。関東と関西だと完全に手話が違う部分があり、手話が読みとれなかったみたいなんです。タブレットは平面になってしまって、手話に立体感がないです。やはり、生の人と会ってしゃべると、全然違います。手話通訳者の方も、周りの様子がまるで見えず、庁舎内の方の様子とかも見えないので、聞いた話を通訳するだけになってしまうので、どうしても範囲が狭まってしまいます。いろんな意味で難しい面が多いと思います。タブレットを置くのであれば、例えば市役所の本庁舎に設置手話通訳者の方がいて、支所等に聞こえない人が来られた時に、その本庁にいる設置手話通訳者につなぐという方が良いと思います。そのようにやってる例もあるので、その辺りも含めてタブレット通訳の導入は慎重にしていればと思います。

事務局いかかでしょうか。

（事務局）

まずは言われるように、引き続き手話通訳者の方の応募をいただいて設置ができるということを目指したいと思っております。

ただ、なかなか応募がない状況で、その代替手段として設置の方がおられない間については、タブレットを使わないといけないかもしれません。

それが、大丈夫であるかどうかということや、代替手段としてタブレットを置いても、それは使えへんからやめてくれということであれば、それも考えない方向にしないといけないんですけれども、ただ使い勝手が悪いけれども、せめてタブレットがあれば、何とか会話ができるという状況になればと考えています。市役所に設置手話通訳者がいない間は、タブレットでも良いかどうか、その辺だけ確認をさせていただきたいと思います。

丹波市内或いは近隣の手話通訳者や手話通訳士の絶対数が少ないというところでなかなか応募

がいただけないという現状もあるということもご理解をいただきたいと思います。

(委員③)

タブレットですというの、やはり手話がわかりにくいんですね。設置手話通訳者がいない状況でも簡単な内容であれば、筆談でわかりやすく書いてもらってる事もあります。

例えばおでかけサポートとかは、いつも筆談でコミュニケーションをスムーズにやっているので、簡単なことであれが、筆談でできると思う。でも、私以外のろう者でも、文章が苦手な人もあったりすると思います。でも私自身は、タブレットでもいってというろう者もいるかもなんですけど、そういう情報は私も持っていません。今後聞こえない人にそういう情報があるということは伝えていきたいと思います。

(委員②)

タブレットなんですけれども、実際に市役所の窓口に行った時に経験したことがあります。実際には、課題がたくさんあります。電波状態が悪いとか、また途中で手話通訳者の動きが止まったり、ゆっくりになったりとか、そういうこともあります。

スムーズに通じることはなかなか難しいので、それが大きな課題だと思います。やはり手話通訳者を設置してもらって対面という形で、実際にそこにおられる手話通訳者と話ができるってということが一番安心もできると思います。

でも、そういう方法がないという時は、ちょっと答えにくいんですけれども、タブレットについてもやはり今後検討する課題にはなると思います。

以上です。

(委員④)

小学校、中学校の手話体験教室をろうあ協会の方と手話サークルで行っています。そこで学校関係者の方にお願ひなんです、最近少子化や学校の統合があり、手話教室の年間開催回数が少しずつ減ってきています。一言に障がい者に対する教育といっても聴覚障がい者や身体障がい者、高齢者も増加していますので、高齢者に対する思いやり等の教育も必要と十分理解していますが、聴覚障がいは外見から見て分かりづらいので、聴覚障がい者に対して、どのように対応したらいいのか等手話教室の回数を少しでも増やしていただいて、できるだけ知っていただける人数を増やして欲しいと思います。

資料⑦の⑥令和4年度に、災害時の避難場所になっている学校や運営センターにコミュニケーションボードを設置されたとありますが、近々大型地震が起こる可能性もありますので、今一度よく見えるところに設置されているのかとか、それから設置場所が本当にここでいいのか等、一度再点検していただけたら嬉しいと思います。

(会長)

今のご意見に対しまして、事務局から何かありますでしょうか。

(事務局)

まず手話の教室等、開催を増やして欲しいというところにつきましては、学校サイドのことにもなるというところはあるんですけれども、機会があればそういったことも周知をしていきたいというふうに考えます。

それからコミュニケーションボードの設置の状況なんですけども、こちらの方で避難所が開設された時に、そこに設置されるというものになります。台風が来るとか、もしかしたら大きな地震が、来るかもというような状況もありますので、そういったコミュニケーションボードの設置もしっかりと避難所に設置ができるように働きかけていきたいと思います。

(会長)

そろそろ終わりの時間が近づいてきましたが、ご発言のない方、ご意見を言っていただけ

らと思います。

(委員⑦)

聞かせていただいて、やっぱり普及していく上では、みんなに周知していただくということが大事かなと思います。広報の掲載回数を増やしたりなどいろいろ制約はあるかと思いますが、いかにして手話に興味をもってもらうかを考えていくことが大事かなと思いました。

(委員⑥)

事務局の方にお聞きしたいんですが、資料7にあります『子ども手話教室』、『教職員向けの手話研修』という項目があるんですが、令和4年度の南小学校、運営協議会と書かれているわけですが、理事会長会におきましては、学校の運営協議会の会長も兼ねてやっております。そういった中で、令和6年度に、現在手話教室5件ということになっておりますけれども、これは学校側からの依頼で手話教室をされてるのでしょうか。

(事務局)

学校の手話教室については、学校の方の主催でしていただいている状況です。

(委員⑥)

資料に学校運営協議会、運営協議会のみ書かれているんですが、これは学校運営協議会のことかなと思うんです。この地域の学校の活動というのは同窓会の会長さん含めて、いろいろな方が活動されてるわけですが、学校でやられていることについてはこの運営協議会の方には伝わってこないんですが、これは学校のみの教室ということになるんですね。

(事務局)

学校の授業の一環としてされてる手話教室だと思いますので、学校運営協議会の方に報告されてるものばかりではないというふうには思っております。

(委員⑥)

この運営協議会というのは、様々な活動をやっていく上で委員さんがたくさんいるんです。できればですが、学校の方に伝えていただいて運営協議会にも伝わるような状況にさせていただけるか、もしくはこちらから学校側に依頼する方がいいかと思います。この手話教室ですね、PTAも絡みますので保護者の方も含めて、少しでも手話を覚えていただく等いい方向に研修をしていただくのがいいのかなと、このように思っております。

せっかく学校の運営協議会がございますので、その点も含めて、もしそちらの事務局さんの方で依頼がないのであれば、今度の学校運営協議会で私の方から伝えていってもいいかなと、このように思っておりますが、問題ないですか。

(事務局)

市の施策推進協議会の方からのご意見としてもいただいたということになりますので、教育部局の方にもそういうご意見があったということで、お伝えをさせてもらいたいと思います。

(委員⑧)

大変興味深くお話を聞かせてもらいました。知らないことも多く、大変勉強になりました。質問なんですけど、今、実際に通訳者の方は何人いらっしゃるんですか。

(事務局)

通訳士は、登録されてる方で2名おられます。

通訳者は登録されてる方で6名おられます。

(委員⑧)

少ないと考えて…よろしいでしょうね。今、勉強されている方が9名ということですね。私自身は、広報とかを見て、毎年講座があるのは見ていたんですが、この講座に参加するっていうのは、参加や続けていくのがなかなか難しいと感じました。私も看護師で対応する中で、実際にろう者の方が受付にこられた時に、勉強したことや、患者さんや患者さんのご家族から教えてもらったこともあって、それを使ったりするんですけど、実際『わかりますか。』と言われてしましまして、やはり少し伝わらなくて結局筆談をするしかなかったので残念だったと思います。やはり、医療の現場でも必要だなと思いました。

そういった意味でも手話は、本当に必要だなと思っています。

今は、DXの時代ですので私はタブレット等そういうのがあればいいなと思いました。多様化の時代ですので、病院でも外国の方がこられて文字で表示してくれるものもあるので、手話の方の活用としてもいいかなと思いましたが、ただ、手話が立体的でない伝わらないとかの意見もあり、安易な考えではいけないと感じました。

もう1点、遠隔通訳サービスの導入というのがあったので、それは今のタブレットの通訳とは違うものでしょうか。

(事務局)

制度的には似たようなタブレットを使った手話通訳の会話のやりとりというところになるんですが。

(会長)

遠隔手話通訳はコロナが蔓延したのがきっかけで始まったんです。ろう者がコロナになった際に病院に行きますが、通訳者も来てしまうと感染してしまうので、通訳者の身を守るための方法として遠隔通訳が始まりました。

通訳者はWi-Fi環境がある別のところにおいて、ろう者は自分のスマートフォンやタブレットで、お医者さんの会話を別の場所にいる手話通訳者が遠隔通訳するシステムです。今はもう、基本は現場で手話通訳をしているという状況です。今後、もしかしたら再度コロナが流行ったり、大きな災害が起きたときなどは、現場に行くことが難しい場合もということも想定して、コロナの時期にそれが導入されたものです。

(委員⑧)

ありがとうございます。こういった遠隔通訳やタブレット等をうまく合わせて何かいいものができるのかなと思いました。

また、これから医療者として何かできることはないかなと思いながら今日の会に参加させていただきました。また、協力できることがあれば一緒にしていきたいと思います。ありがとうございました。

(委員①)

私たちのところにも聴覚障がい者がおられまして、行事をするときには手話通訳をお願いするんです。

私自身は簡単な挨拶もできないので残念なんですけど、私も過去2回ほどちょっと手話をかじたことがありました。

ただ、それ以降使うことがないので、もう1年経ったらすっかり忘れてしまっています。それが一番我々問題だなと、外部からみてもそう思うんですけど、多分先ほど出てきましたけど、小中学校の手話教室というのは、これは我々年寄にとっては覚えにくくて忘れるんですけど、若い方は吸収が速いので、せっかく今いいことやられているので、これをもうちょっと拡大をして、できたら発表会じゃないですけど、子どもの親が参加して発表会のようなものができればいいなと思います。そうすると、その地域で手話がちょっと普及すると思います。

手話を日常で使える人が出てくると、盛り上がったり、話せる人が増えてくると思います。私の地区にもそういう方がいて、コミュニケーションが取れるんですけど、『元気か。』なことを言われたり、挨拶してくれるんですけど、そういうことが言えたらいいと思いながらも、なかなか機会がなくきています。近くでそういうことをされてる人がいれば、もうちょっと私も覚えることができたり、地域活性化できればいいと思います。広報なんかも毎回難しいかもわかりませんが、小学校の子でも分かるようなページを作ってくれれば、関心も増えるかと思えます。以上です。

(会長)

ありがとうございました。  
意見交換は終わりました、次第の8。  
次の会議についての日程について事務局からお願いします。

(事務局)

それでは次回の会議ですけれども、令和7年の2月頃を予定しております。  
また日が近づいてきましたら通知等連絡をさせていただきますので、またご参加いただきますようよろしくお願いいたします。  
以上です。

(会長)

ありがとうございました。  
最後に閉会ということで、副会長にお願いしたいと思います。

(副会長)

皆さんありがとうございました。  
皆さんの貴重なご意見などを聞かせていただいて、今回お持ち帰りいただくことや、検討していただく事案、協議していただくことに関しまして、また、次回以降の会議開催の時には、一歩でも二歩でも前向きなご回答が、この資料に載ることを願っております。

常日頃、通訳者としてろう者の方と関わっている時に、手話を覚えて欲しいとか、設置手話通訳者を置いて、情報保障ができるようにして欲しいとか、いつも要望されているその気持ち、思いの根底には、やはり、ろう者に対する理解を深めて欲しいという思いをすごくお持ちだということを感じています。

多様性の時代です。意思疎通支援を必要としている方が同じ地域に、全国にもそうですけど、一緒に暮らしていること、そのことに関してまた理解を深めていけたらいいと思っております。

この手話について話し合うことが、特別なのではなく、この丹波市でともに生活してる人々の、心が豊かで穏やかな今後に繋がっていくことを願っております。

ありがとうございました。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。これで本日の会議を終了いたします。本日はお忙しい中ありがとうございました。

～閉会～